

本人確認に関するお客さまへのお願い

JAでは、犯罪から得た資金の洗浄（マネー・ローンダリング）を防止するなどのため、平成15年1月6日から、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に基づきまして、ご本人の確認をさせていただいておりますが、平成19年1月4日から同法令の改正に伴いまして、あらたに10万円を超える現金の振込みにご本人の確認をさせていただくことになりましたので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1

ご本人の確認が必要な取引

- (1) 口座開設、貸金庫、保護預りなどの取引を開始される時
- (2) 新規に共済に加入される時、共済契約による年金・満期共済金・解約返戻金の支払いの時
- (3) 200万円を超える現金の受入または払出しに係る取引をされる時
- (4) 10万円を超える現金の振込みをされる時
ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません。
キャッシュカードによる振込みをご利用ください。

(なおATMの現金振込みについては、県下JAではお取り扱いしておりません。)

(注) これらの取引以外にもご本人の確認をさせていただくことがあります。

2

ご本人の確認

【お客さまが個人の場合】

当該個人の氏名、住所および生年月日

(注) ご本人さま以外の方が来店された場合は、その来店された方につきましてもご本人の確認をさせていただきます。

【お客さまが法人の場合】

次のそれぞれの事項につきまして確認させていただきます。

当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地

当該法人の代表者などご来店された方の氏名、住所および生年月日

3

ご本人および法人の代表者などで来店された方の確認方法ならびに提示していただく書類

【個人の場合】

(本人確認書類は、氏名、住所および生年月日の記載があるものに限りです。)

(1) 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくことによって直接ご本人の本人確認を行います。

運転免許証 旅券（パスポート） 住民基本台帳カード
各種年金手帳 各種福祉手帳 各種健康保険証
外国人登録証明書

取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書など

(2) 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくとともに、当該取引にかかる書類などをお客さまに郵送し、到着したことを確認することによってご本人の本人確認を行います。

住民票の写 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書
戸籍謄本・抄本（戸籍の附票の写が添付されているもの）
外国人登録原票の写 外国人登録原票の記載事項証明書など

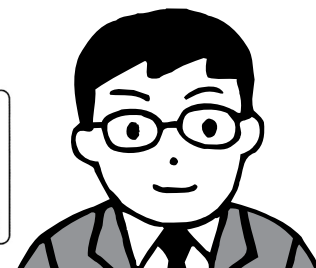
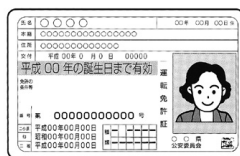
【法人の場合】

登記事項証明書（登記簿謄本または抄本） 印鑑登録証明書など

(注) 1 初めて当JAとお取引をされるお客さまが200万円を超える現金の受入または払出しに係る取引および10万円を超える現金の振込みをされる際や、新規に共済に加入される際などは、運転免許証など、窓口で直接ご本人の確認がとれる本人確認書類を提示してください。

2 本人確認にあたって郵送による到着確認がとれない場合には、お取引を停止することもあります。

3 本人確認書類などをコピーさせていただくことがあります。



一度、本人確認を行わせていただきましたお客さまにつきましては、その後のお取引に際し、本人確認書類を新たに提示していただく代わりに、通帳またはキャッシュカードの提示などJA所定の方法により本人確認をさせていただくことがあります。

ご本人以外の本人確認書類による取引などにつきましては、法律により禁じられております。
ご本人の確認ができないときは、法律に基づきお取引ができないことがあります。

詳しいことは、窓口にお問い合わせください。



本人確認にご協力ください！

平成19年1月4日以降、10万円を超える振込みは、次のような取扱いになります。ご協力をお願いいたします。

● 現金で振込みを行う場合

窓口にて、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を提示のうえ、お振込み下さい。

ATMでは10万円を超える現金の振込みができません。

なお、ATMの現金振込みについては、県下JAではお取り扱いしていません。

● 預貯金口座を通じて振込みを行う場合

ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様のやり方でお振込みいただけます。

ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります。

マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて、平成19年1月4日以降、10万円を超える現金の振込みなどを行う際に、本人確認書類の提示が、本人確認法^{*}により求められることとなります。

^{*}金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律
詳しくは、金融庁ホームページをご覧ください。 <http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

● 提示が求められる本人確認書類

個人の場合：運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、
母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書など
法人の場合：登記事項証明書など

● 本人確認書類の提示が求められる場面

現 行	平成19年1月4日以降
・ 預貯金口座の開設 ・ 200万円を超える大口現金取引 ・ 金銭の貸借 ・ 有価証券の売買 ・ 保険契約 など	10万円を超える現金の振込みなどを新たに追加

当JAでは近年、空き巣等による通帳等の盗難が増加していることにより、皆さま方の大切な貯金をお守りするために、少額のご出金でも本人確認をさせて頂いておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

金融庁 警察庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省